

部活動規程

1 部活動の意義

「思いやりの心、たくましく生きる力の育成」

- ① 興味・関心の追求による個性の発見と伸長を図る。
- ② 他学年との交流を通じて豊かな人間関係の育成を図る。
- ③ 自主的・実践的な態度の育成等、集団活動における社会性の育成を図る。
- ④ 心身の健康の増進、体力の向上を図る。
- ⑤ 規範意識やマナーの指導を通して秩序ある態度を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ⑥ 集団の一員としての自覚を高め、他と協力しながら自己の責任を果たし、よりよい生活を築こうとする態度を育てる。

2 現在の本校の部活動

運動部【5】サッカー、陸上競技、卓球、

軟式野球、バレーボール

文化部【3】吹奏楽、アート、科学

3 部活動生徒心得

- (ア) 学習と部活動の両立に努め、基本的生活習慣を身につけること。
- (イ) いつでも大きな声で気持ちのいい挨拶ができるようにすること。
- (ウ) 規範意識や秩序ある態度を身につけること。
- (エ) 部の一員として、他と協力しながら自己の責任を果たし、よりよい生活を築こうとする態度を身につけること。

4 部活動規約

(1) 入部・退部・転部について

① 入部

- ・ 本校の生徒で、本人の希望と保護者の同意があり、活動意欲と熱意がある生徒が入部の資格を有する。
- ・ 入部を希望する場合は、担任に入部届（様式1）を提出すること。

② 退部

- ・ 退部は、顧問や担任とよく相談した上、保護者から了承を得て、担任に退部届（様式2）を提出すること。

③ 転部

- ・ 転部は現部活動の顧問や担任とよく相談した上で退部届を提出し、改めて新しく入部したい部活動へ入部届を担任に提出すること。

④ その他

- ・ 新1年生の部活動見学・体験入部については、正式入部日の1～2週間前（年間行事計画に提示されている期間）に実施する。（15:30～16:30）

(2) 練習について

- ① 顧問が学校内に不在の時は、原則として禁止する。事情がある場合は代わりの教師を置き、当該教師の指示に従う。
- ② 学校が定めた部活動中止の日は、原則として中止する。
- ③ 定期考査（中間考査・期末考査）1週間前は、原則部活動を中止する。
- ④ 早朝練習は原則禁止する。
- ⑤ 顧問が責任をもって安全管理をし、活動後は、速やかに下校を促すこと。
- ⑥ 指定練習日以外は、原則として活動を禁止する。
- ⑦ 冬期の練習場所については顧問会議を設けて決定する。

(3) 休日の部活動について

- ① 顧問がつかない場合、休日練習は原則禁止する。
- ② 週休日のいずれか1日は、生徒の負担軽減のため部活動は実施せず回復に充てるよう顧問で指導に努めるものとする。

(4) 大会等前の練習について

- ① 大会等1週間前は、強化期間とし、活動を行うことができる。ただし、顧問は、生徒指導部の部活動担当者に申告した上で、前月の職員会議で承認を得ることとする。

考査期間中及び、考査直後に大会がある場合は、部活動中止期間であっても指定された活動日は、活動を行うことができる。ただし、顧問・部員・保護者の同意があることを前提とする。また、顧問は、生徒指導部の部活動担当者に申告した上で、前月の職員会議で承認を得ることとする。

(5) 大会及び強化練習会等の参加について

- ① 休日・祝日に開催される大会及び、強化練習会の参加については、許可願（様式3）を学校長に提出し、承認を受けてから参加すること。
- ② 授業日に大会が実施される場合は、許可願（様式3）を学校長に提出し、承認を得て参加することができる。参加生徒は、3日前に公欠届（様式4）を各教科担当者に提出すること。

- ③ 授業日の強化練習会等（大会以外）は、原則授業を優先する。ただし、学校長が許可した場合に限り参加することができる。参加する場合は、許可願（様式 3）を学校長に提出すること。

(6) 活動終了時間・下校について

- ① 完全下校の 15 分前には練習を終え、片付け・戸締まり等をして下校すること。
- ② 通常練習日において 2 日間続けて完全下校を守れなかった部活動は、2 日間活動を中止し、顧問の指導により愛校作業を行う。内容については顧問教師の指導に従う。
- ③ 活動終了・下校時間は以下のとおりとする。

活動期間		曜日	終了時刻	部活下校	完全下校
4 月～	前期生	火・水・金	17:00(17:30)	17:20	17:55
	後期生	火・金	17:00(17:30)	17:20	17:55
12 月～	前期生	火・水・金	17:00	17:20	17:20
	後期生	火・金	17:00(17:30)	17:20	17:55

部活動の終了は原則 17:00 までとする。ただし、大会前等に顧問、生徒、保護者で合意が形成されている場合は、17:30 まで延長できる。

※完全下校について（特に冬季）は、生徒の安全面（日没・天候の状況）を考えて変更することもある。

※バス待ちの生徒は、自学教室で静かに待機すること。（正門前に集まらない。）

※12 月からの冬季時間において、承認を得た 3 年生は後期生の部活動に参加できる。

(7) 県外での活動について

- ① 県外で行われる対外試合や練習試合等は、1 ヶ月前までに学校長に申請（様式 5）し、許可を受けなければならない。
- ② 宿泊を伴う対外試合は原則として認めない。特別な事情がある場合は、学校長に申請（様式 6）し、許可を受けて実施することができる。また、保護者の承認を前提とする。

(8) 服装について

- ① 運動部の練習着は、顧問教師が指定する練習着（競技使用着やユニフォーム）及び学校指定の体操着とする（シャツ出し、腰パン等だらしのない着用はしない）。
- ② 防寒具等については顧問が必要と判断した上で使用をすることができる。但し、その期間と種類等を適切に設定するものとする。

(9) 部室・更衣室の使用及び更衣について

- ① 部室は指定された場所を使い、各部の責任で戸締まりを行う。
- ② 部室・更衣室は、活動に使用する用具の保管、更衣のみに使用する。活動以外の目的（個人の体操着、教科書、私物等の置き帰り等）で使用してはならない。
- ③ 活動場所（更衣室も含む）の使用後は、整備・清掃を行うこと。また、使用した道具類の後片付けも責任をもって行うこと。
- ④ 個人の荷物は、整理整頓を心がけ、自分たちが活動する場所で責任をもって管理するものとする。
- ⑤ 以上の事項が守れていない場合は、部活動顧問会議及び職員会議にて合議し、部室及び更衣室の使用を禁止する。

(10) その他

① 学校の部活動にない種目について

各自が所属する団体の規定に沿って大会に参加できる。学校の部活動にも所属している場合は、参加日程を2週間前までに顧問に伝えることとする。なお、当該生徒にかかる諸経費については、すべて自己負担となる。また、各種手続きは当該生徒と保護者、所属する団体で行うこととするが、学校にしかできない手続きがあれば代行する。